

緑の保全・回復

～残された緑の保全と緑化の推進～

【重点分野の目標の達成状況】

■市域面積の30%に相当する緑の確保

300㎡以上のまとまりのある樹林地、農地、河川等、運河で市域の約26%（2006年調査）。

・樹林地【目標値：400ha】

2007年度末の市域における法律、条例等の施策により保全されている樹林地は、前年に比べ5.8ha増加し、186.5haになりました。

・農地【目標値：500ha】

2008年1月1日現在の農地面積は、前年より16.1ha減少し、650.6haとなりました。

・公園緑地【目標値：1,000ha】

2007年度末の市域における公園緑地は、前年に比べ5.16ha増加し、658.72haになりました。（1,133か所、市民1人当たり4.81㎡）

本市では、1995年10月に策定した「川崎市緑の基本計画」に基づき、緑の保全及び緑化の推進に係る施策を展開しています。また、「川崎市緑の基本計画」では、市民との協働による緑の保全・創出・育成を重要な施策と位置づけ、人材の育成や市民活動の支援などの取り組みを進め、その結果、緑の活動団体、街路樹等愛護会、公園管理運営協議会の発足などの促進により、2006年時点で、11,000人を超える市民による緑の地域活動が行われています。

なお、「川崎市緑の基本計画」は2008年3月に改定いたしました（P9参照）。

●樹林地の保全●

▼特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定

市内に残る緑を守るため、神社や寺院などの建物と一体となっている樹林地や風致や景観に優れている緑地などを、「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、恒久的な緑地の保全に努めています。現在は47か所、約78.0ha指定しています。

また、その他豊かな林相、水辺地などと一体となって良好な緑を形成している緑地を条例により「緑の保全地域」として指定しており、新たに2か所、約2.0haを指定し、現在18か所、約15.1haとなっています。

緑地保全協定は、2007年度5件の締結があったため、133件、約84.16haが保全されています。

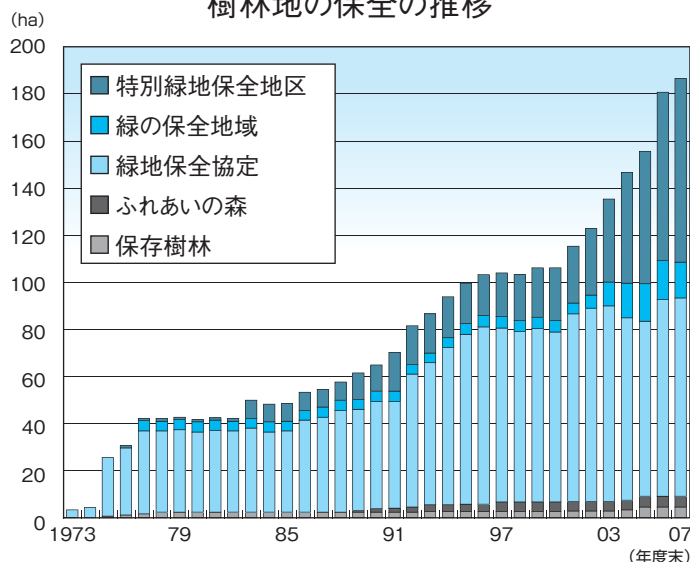
●公園緑地の整備●

近年、身近な自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まっています。このような状況から、市街地の全域で歩いていける範囲に、街区公園などの身近な公園の整備を進め、大規模な公園緑地ではその立地特性などから自由時間を豊かに過ごす場としてふさわしい個性と魅力ある公園緑地づくりを進めています。

●都市緑化の多様な展開●

緑豊かなまちづくりには、市はもとより、市民、事業者の皆さんによる総ぐるみの緑化推進が必要です。そのため、本市では「花の街かど景観事業」、「かわさきガーデナー認定試験」、「屋上緑化等助成制度」などの普及啓発事業を通じて、市民一人ひとりの緑化意識の高揚に努めています。また、市民の協力と自主的な緑化活動を進めるため、「花と緑のまちづくり講座」や「里山ボランティア育成講座」等の講座を開催し、人材の育成に取り組んでいます。その結果、緑の活動団体、街路樹等愛護会、公園管理運営協議会の発足などの促進により、2006年時点で、11,000人を超える市民による緑の地域活動が行われています。

樹林地の保全の推移



公園緑地面積の推移

